

幼児教育・保育の無償化について

－幼児教育・保育の無償化に関する説明会資料－

令和元年 7 月 1 9 日
京都市子ども若者はぐくみ局
幼 保 総 合 支 援 室

目 次

頁数

1 制度の概要について	1
(1) 子どものための教育・保育給付の利用者負担上限額の無償化（幼児教育・保育の無償化）	
(2) 幼児教育・保育の無償化のイメージ	
2 食材料費の取扱いについて	2
(1) 事務の流れ	
(2) 副食費の徴収額	4
(3) 特別食や土曜日・欠席者等がいる場合の徴収額の考え方	
(4) 副食費の免除措置	5
(5) 留意事項	
3 施設等利用給付について	6
(1) 施設等利用給付認定	
(2) 特定子ども・子育て支援施設等に係る確認	8
(3) 施設利用給付に係る請求（償還払いの請求）	10
4 今後のスケジュール	11
5 添付資料	
(1) 認可事項変更届	
(2) 確認事項変更届	
(3) 特定子ども・子育て支援施設等確認申請	
(4) 参考	

はじめに

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の重要性や、幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策の観点などから、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が交付され、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が施行されます。

つきましては、無償化に係る制度概要や、施行開始までに必要となる手続き等について説明いたします。

1 制度の概要について

(1) 子どものための教育・保育給付の利用者負担上限額の無償化（幼児教育・保育の無償化）

これまでから、「子どものための教育・保育給付」制度に基づき、保育を利用する児童の数に応じた給付費（運営費）が各施設に納められていました。

このうち、満3歳以上教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者及び満3歳未満保育認定子どもに係る市町村民税世帯非課税者である教育・保育給付認定保護者について、利用者負担上限額をゼロとするよう子ども・子育て支援法関係法令が整備されました。

(2) 幼児教育・保育の無償化のイメージ

歳児	教育・保育 給付認定	無償化の範囲	保育料
3～5歳児	1号認定	教育標準時間 (概ね4時間)	無料(※1)
	2号認定	標準時間(11時間) 短時間(8時間)	無料(※2)
0～2歳児	3号認定	標準時間(11時間)	無料(※2) (市民税非課税世帯のみ)
		短時間(8時間)	

※1 教育標準時間を超える預かり保育については「3 施設等利用給付認定」を参照

※2 時間外（延長）保育の利用料は、無償化に係る給付の対象外

2 食材料費の取扱いについて

幼児教育・保育の無償化に伴い、10月から、教育・保育給付2号認定こどもに係る食材料費の取扱いが以下のとおり変更されます。

なお、年収360万円未満相当の世帯及び同時入所の第3子以降の園児は副食材料費の徴収が免除となります。

	無償化前			無償化後	
	主食材料費	副食材料費		主食材料費	副食材料費
1号	保護者から徴収	保護者から徴収	➡	保護者から徴収	保護者から徴収
2号	保護者から徴収	徴収不可（公定価格基本単価に積算）		保護者から徴収	保護者から徴収
3号	徴収不可（公定価格基本単価に積算）	徴収不可（公定価格基本単価に積算）		徴収不可（公定価格基本単価に積算）	徴収不可（公定価格基本単価に積算）

(1) 事務の流れ

ア 食材料費の取扱いの変更に伴い、運営規程及び重要事項説明書の内容が変更になるため、京都市に対し、認可事項及び確認事項変更届（別紙1）を提出（運営規程及び重要事項説明書における保護者負担金の内容変更）していただきます。

認可事項変更届及び確認事項変更届は、保護者に周知する前に幼保総合支援室民営保育施設担当へ御提出ください。

提出期限：令和元年9月13日（金）まで

① 認可事項変更届

対 象	ページ	番 号	名 称
保育園(所), 保育所型認定こども園	P13	別紙1-1	児童福祉施設変更届出書
幼保連携型認定こども園	P15	別紙1-2	幼保連携型認定こども園認可事項変更届
地域型保育事業所	P17	別紙1-3	家庭的保育事業等認可事項変更届出書

② 確認事項変更届

対 象	ページ	番 号	名 称
保育園(所), 認定こども園	P19	別紙1-4	特定教育・保育施設確認事項変更届出書
地域型保育事業所	P21	別紙1-5	特定地域型保育事業確認事項変更届出書

【参考：運営規程及び重要事項説明書の記載例】

<記載例１>

特定教育・保育の提供に要する利用者負担金

項 目	内 容	金 額
給食費(※)	お米、パン、うどん、おかず、おやつ、お茶、牛乳等の食材料費	月額〇, 〇〇〇円
△△保険料	△△に対する保険料	月額 〇〇〇円
□□費	□□に要する経費	年額〇, 〇〇〇円
交通費	遠足等に係る移動手段に要する経費	実 費

※ 京都市から通知のあった免除対象の園児については、〇, 〇〇〇円を徴収します。

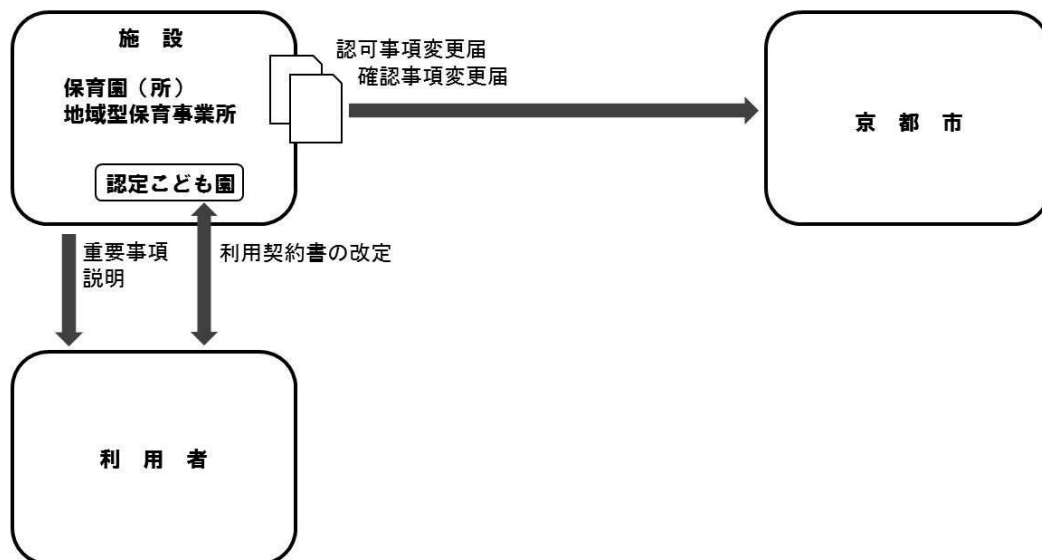
<記載例２>

特定教育・保育の提供に要する利用者負担金

項 目	内 容	金 額
主食材料費	お米、パン、うどん等	月額〇, 〇〇〇円
副食材料費(※)	おかず、おやつ、お茶、牛乳等	月額〇, 〇〇〇円
△△保険料	△△に対する保険料	月額 〇〇〇円
□□費	□□に要する経費	年額〇, 〇〇〇円
交通費	遠足等に係る移動手段に要する経費	実 費

※ 京都市から通知のあった免除対象の園児については、副食材料費が免除されます。

イ 副食材料費を徴収する旨を保護者へ周知（重要事項説明）いただくとともに、認定こども園については、利用契約書を改定してください。



(2) 副食材料費の徴収額

それぞれの施設において、実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定めることになります。

国によると、これまで2号認定子どもの副食材料費については、公定価格において積算し、保育料の一部として保護者に月額4,500円の負担を求めてきた経緯があり、今後施設で徴収する額を設定するに当たっても、この**月額4,500円を目安とすること**とされています。

なお、施設が副食材料費を徴収するに当たっては、主材料食費等これまでも施設が徴収していた費用と同様に、その使途・額・理由の書面での明示、保護者への説明・同意が必要となります。

(3) 特別食や土曜日・欠席者等がいる場合の徴収額の考え方

副食材料費の徴収額は、施設の子どもを通じて均一としてください。アレルギー除去食等の特別食を提供する子どもについても、他の子どもと異なる徴収額とする必要はありません。

また、**副食材料費の徴収額は月額を基本**とします。

※ 土曜日に恒常的に施設を利用しない者や長期入院のような、施設があらかじめ子どもの利用しない日を把握し、配食準備に計画的に反映することが可能である場合には、徴収額の減額等の対応を行うことが考えられます。

※ あらかじめ月途中の入園や退園を把握し、その月の利用日数が分かる場合には、日割り計算等の減額調整を行って差し支えありません。

(4) 副食材料費の免除措置

概ね年収 3 6 0 万円未満の世帯に属する園児及び同時入所の第 3 子以降の園児については、副食材料費相当額が公定価格において加算措置されるため、副食材料費を免除していただくこととなります。

副食材料費免除対象者については、**本市から別途、副食材料費免除対象者の一覧を送付して**お知らせしますので、掲載者からは副食材料費を徴収しないようお願いいたします。

[加算単価]

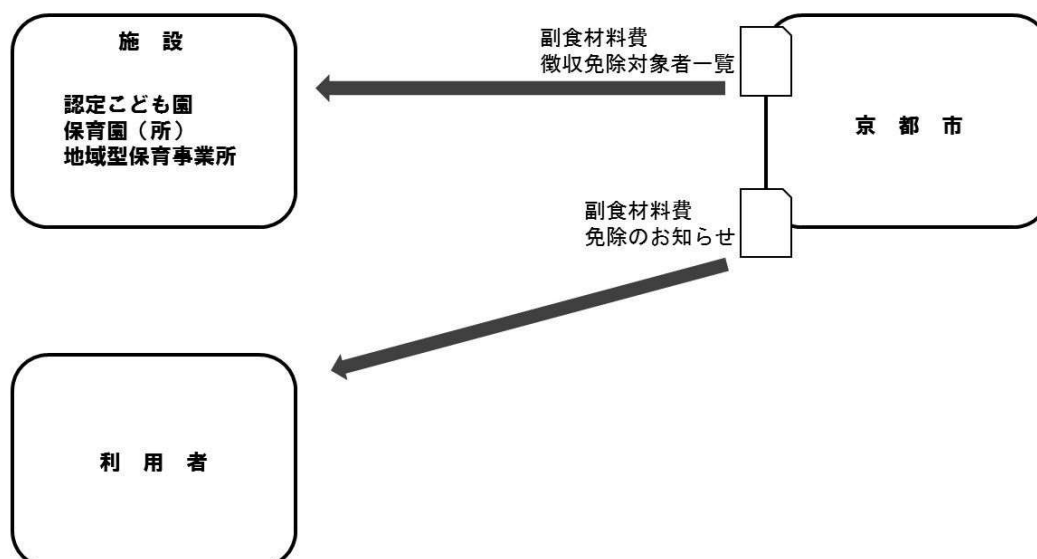
- 教育・保育給付 1 号認定こども

月額 4, 5 0 0 円 × (当該月における給食実施日数 ÷ 基準日数)

※ 基準日数を何日にするかは国において検討中

- 教育・保育給付 2 号認定こども

月額 4, 5 0 0 円



(5) 留意事項

幼児教育・保育の無償化に伴う、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第 1 3 条の改正により、実際に施設で要している副食費相当額が月額 4, 5 0 0 円を上回っている場合であっても、加算が算定されている副食費免除対象者からは副食費を一切徴収できませんので御留意ください。(例えば副食材料費が月額 4, 8 0 0 円かかっている場合でも、副食費免除対象者からは加算額 4, 5 0 0 円との差額である 3 0 0 円を徴収することはできません。)

3 施設等利用給付について

幼児教育・保育の無償化に伴い、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付（施設等利用給付）制度が創設されました。

ただし、2号・3号認定を受けて、保育園、認定こども園（保育園部分）、地域型保育事業所、企業主導型保育事業所を利用している方は、施設等利用給付認定（新1号～新3号認定）を受けることはできません。

対象の施設（事業）としては以下となります。

- 新制度に移行していない幼稚園（平成27年度に始まった子ども・子育て支援新制度の適用を受けない幼稚園）
- 幼稚園及び認定こども園の教育・保育給付1号認定こどもを対象とする預かり保育事業
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
- 認可外保育施設

(1) 施設等利用給付認定

施設等利用給付の支給を受けるためには、保護者が、京都市に施設等利用給付認定申請を行い、施設等利用給付認定を受けていただく必要があります。

なお、この施設等利用給付認定は、保育所や認定こども園を利用するために必要な従来の認定（教育・保育給付認定）とは別の新たな認定となります。

〔※ 施設等利用給付の認定申請書については、今後、京都市情報館からのダウンロード、幼保総合支援室及び利用施設等において配布いたします。〕

ア 施設等利用給付認定の区分

認定区分	要 件
新1号	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号・新3号認定子ども以外のもの
新2号	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どものうち、家庭において必要な保育を受けることが困難なもの(※)
新3号	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難なもの(※)のうち、保護者及び同一世帯員が市民税非課税であるもの

※ 「家庭において必要な保育を受けることが困難なもの」の要件は、保育所等を利用する際の教育・保育給付2・3号認定の要件と同じです。

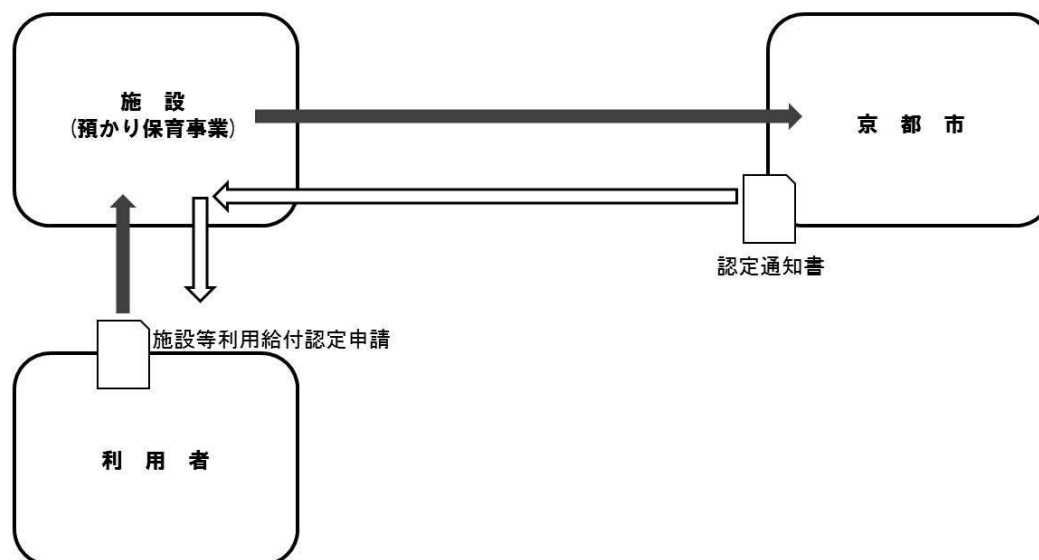
なお、認定こども園1号部分を利用している方が預かり保育も無償となるためには、従来の教育・保育給付1号認定に加え、施設等利用給付2号または3号認定を新たに受けていただく必要があります。

イ 預かり保育事業（認定こども園）を利用する場合

認定要件に該当する児童については、施設において施設等利用給付認定申請書を取りまとめていただき、提出いただきます。

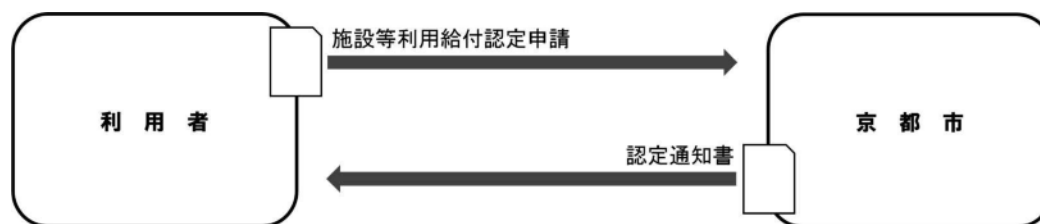
施設等利用給付認定申請書は、京都市幼児教育・保育無償化事務集中室へ御提出ください。

提出期限：令和元年8月30日（金）予定まで



ウ 一時預かり事業，病児保育事業，認可外保育施設を利用する場合

認定要件に該当する児童については、利用者自身が、施設等利用給付認定申請書を直接京都市幼児教育・保育無償化事務集中室に提出いただきます。認定を受けないと無償化の対象にはなりません。



エ 給付の上限額

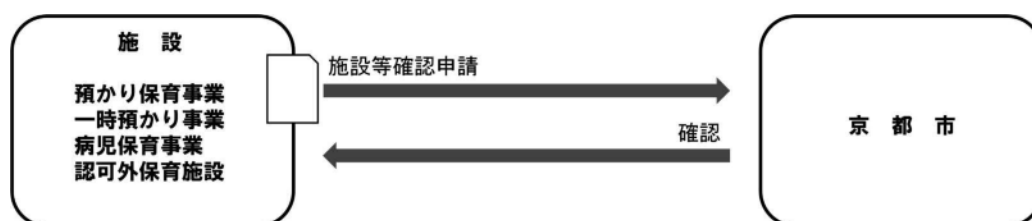
- ① 預かり保育事業 新2号・・・月あたり利用日数×450円
(ただし月額上限11,300円)
新3号・・・月あたり利用日数×450円
(ただし月額上限月額16,300円)
- ② 一時預かり事業，病児保育事業，認可外保育施設
新2号・・・月額37,000円
新3号・・・月額42,000円

(2) 特定子ども・子育て支援施設等に係る確認

施設等利用給付は、改正法第58条の2の規定による確認申請の結果、市町村から「特定子ども・子育て支援施設等」として確認を受けた施設・事業を利用した場合に支給されることとされています。

対象施設は、特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（別紙2）を幼保総合支援室民営保育施設担当へ御提出ください。

提出期限：令和元年8月9日（金）まで



○ 確認申請

対 象	ページ	番 号	名 称
認可外保育施設	P23	別紙2－1	特定子ども・子育て支援施設等確認申請書 (認可外保育施設)
預かり保育事業	P27	別紙2－2	特定子ども・子育て支援施設等確認申請書 (在園児の預かり保育事業)
一時預かり事業	P31	別紙2－3	特定子ども・子育て支援施設等確認申請書 (一時預かり事業)
病児保育事業	P33	別紙2－4	特定子ども・子育て支援施設等確認申請書 (病児保育事業)

※ 教育・保育給付1号認定こどもを対象とする預かり保育事業を利用する保護者が、施設等利用給付を受けるためには、利用する認定こども園が、確認を受けている必要があります。

※ 一時預かり事業及び病児保育事業ともに、京都市の委託を受けて実施している場合と、委託を受けずに実施している場合とでは、記載事項と添付書類（提出書類）が異なりますので、ご注意ください。

ア 対象施設に求める基準

(ア) 対象施設が満たすべき教育・保育等の質の基準

① 預かり保育事業、病児保育事業、認可外保育施設・・・内閣府令で定める基準を適用。以下の内容が、内閣府令で定められました。

- 預かり保育事業は、一時預かり事業の基準と同様
- 病児保育事業は、地域子ども・子育て支援事業（13事業）において求めている基準と同様
- 認可外保育施設は、従来の指導監督基準と同様

② 一時預かり事業・・・児童福祉法に基づく事業基準を適用

(イ) 対象施設等の運営に関する基準

特定子ども・子育て支援施設等については、以下の運営基準が適用されます。

① 教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供記録

児童ごとに、保育、給食等の提供日、徴収した保育料、利用料及び食材料費を記録しなければならない。

② 保育料及び特定費用の説明及び同意

通常の保育料及び利用料のほか、無償化の対象にならない特定費用（個人所有となる日用品・文房具や制服等の費用、行事参加費、食材料費、通園送迎費、保護者会・PTA会費等）について、あらかじめ保護者に対し、徴収項目、金額及びその徴収理由について書面により明らかにするとともに、説明し、同意を得なければならない。

③ 領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書の交付

「通常の保育料及び預かり保育料の額」と「無償化の対象にならない特定費用の額」を区分した領収証を交付しなければならない。また、幼児教育等を提供した日及び費用の額等、必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。

④ 市町村への通知

保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用給付の支給を受け又は受けようとしたときは、遅滞なくその旨を市町村に通知しなければならない。

⑤ 施設等利用給付認定子どもを平等に取り扱う原則

施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

⑥ 秘密保持

職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童及びその家族の秘密を漏らしてはならない。また、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た園児及びその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

⑦ 記録の整備

上記①及び④の記録については、完結の日から5年間保存しなければならない。

※ 必ずしも紙媒体で保管していただく必要はなく、電子媒体での保管も可能です。

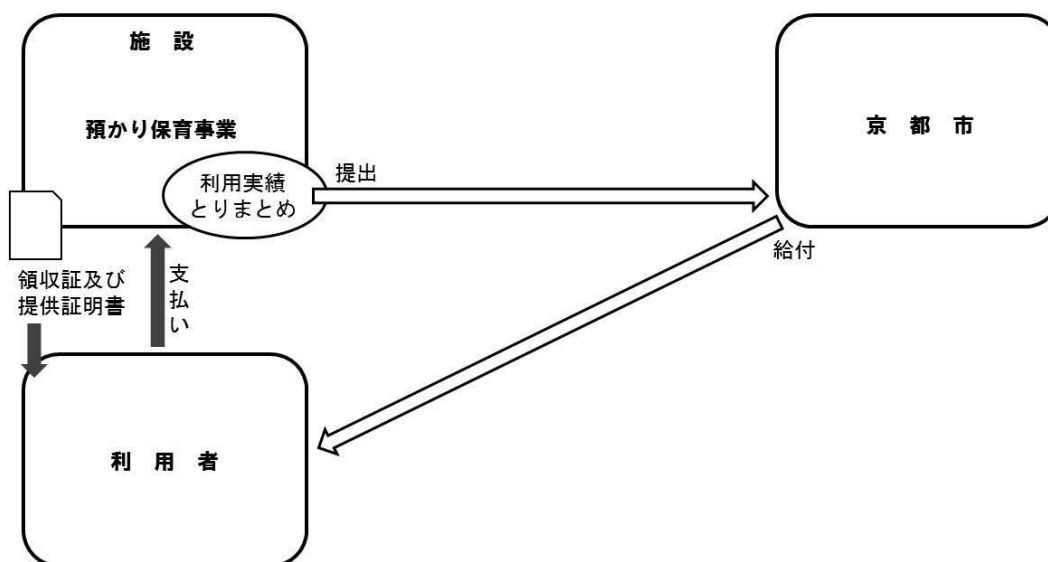
ただし、保存期間中はいつでも文書で出力可能な状態で保管されている必要があります。

(3) 施設利用給付に係る請求（償還払いの請求）

ア 預かり保育事業（認定こども園）

利用料については、原則、保護者は月単位で支払います。施設からは、保護者に対して、**領収証及び提供証明書**を発行していただきます。

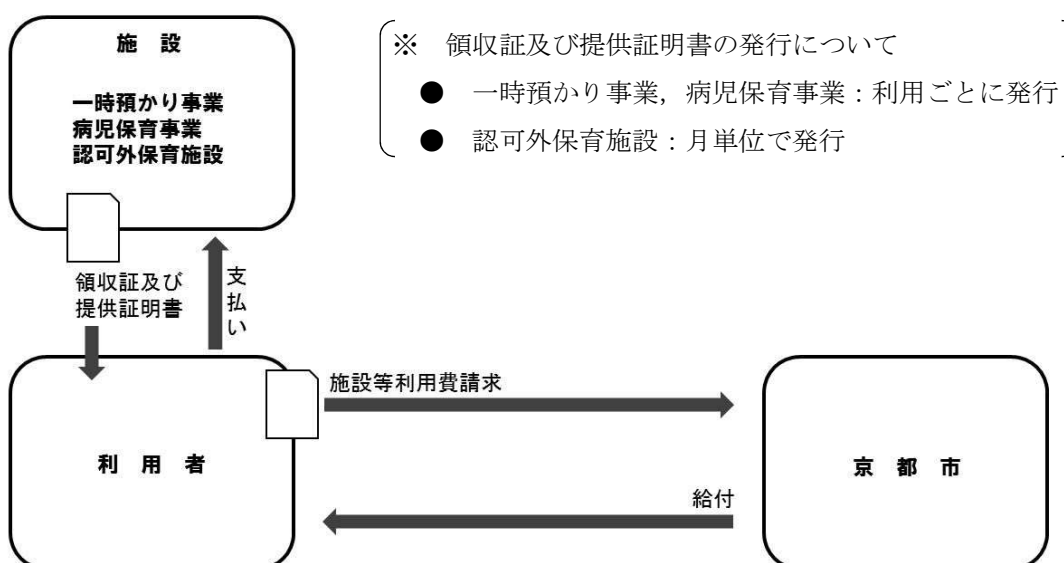
施設は、利用実績をとりまとめのうえ、京都市幼児教育・保育無償化事務集中室に報告してください。実績報告にもとづき京都市から保護者に給付いたします。



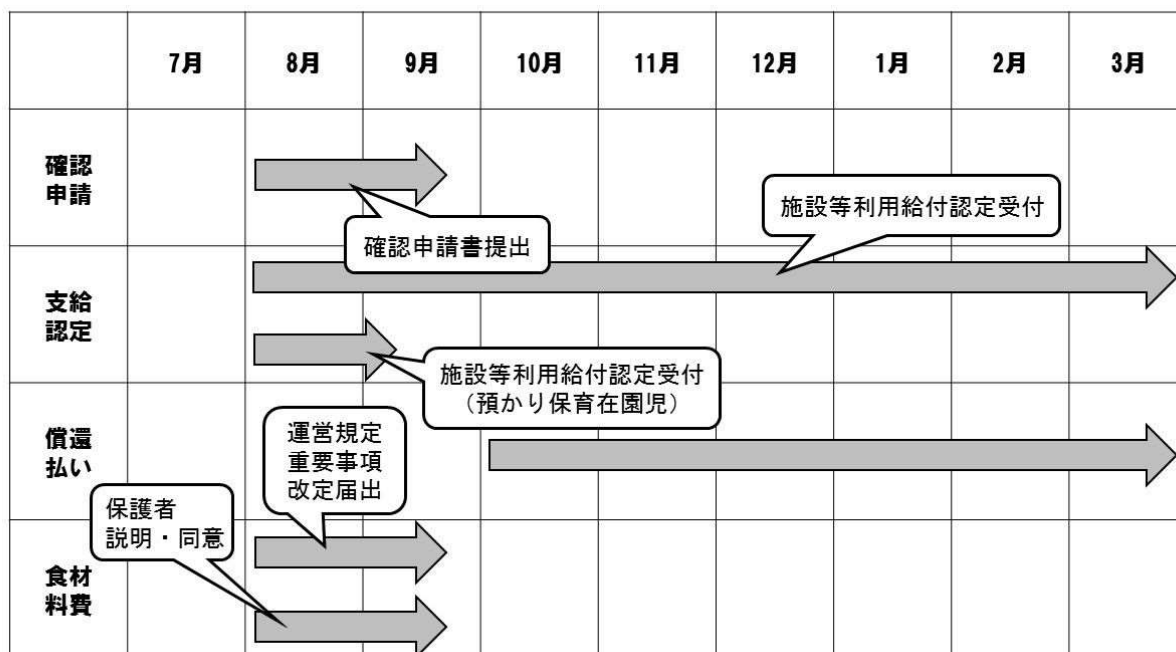
イ 一時預かり事業，病児保育事業，認可外保育施設

利用料の支払いに対して、**領収証及び提供証明書**を発行してください。

利用者は、施設が発行した領収証及び提供証明書を添付のうえ、**施設等利用請求書**を、京都市幼児教育・保育無償化事務集中室へ提出します。



4 今後のスケジュール



5 添付資料

(1) 認可事項変更届

- 別紙 1-1 「児童福祉施設変更届出書」(保育園・保育所型認定こども園用)
- 別紙 1-2 「幼保連携型認定こども園認可事項変更届」(幼保連携型認定こども園用)
- 別紙 1-3 「家庭的保育事業等認可事項変更届出書」(地域型保育事業所用)

(2) 確認事項変更届

- 別紙 1-4 「特定教育・保育施設確認事項変更届出書」(保育園・認定こども園用)
- 別紙 1-5 「特定地域型保育事業 確認事項変更届出書」(地域型保育事業所用)

(3) 特定子ども・子育て支援施設等確認申請

- 別紙 2-1 「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」(認可外保育施設用)
- 別紙 2-2 「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」(預かり保育事業用)
- 別紙 2-3 「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」(一時預かり事業用)
- 別紙 2-4 「特定子ども・子育て支援施設等確認申請書」(病児保育事業用)

(4) 参考

- 参考 1 「幼児教育・保育無償化に伴う食材料費取扱いガイドライン」(京都市保育園連盟)
- 参考 2 「令和元年10月から、保育料が無償化されます」(京都市)
- 参考 3 「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律について」(内閣府資料)
- 参考 4 「幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更について」(内閣府通知)

(認可事項変更届 保育園・保育所型認定こども園用)

第 19 号様式 (第 14 条関係)

児童福祉施設変更届出書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所 (法人にあっては, 主たる事務所の所在地)	届出者の氏名 (法人にあっては, 名称及び代表者名。記名押印又は署名) 印

児童福祉法施行規則第 37 条 ☐ 第 5 項 の規定により届け出ます。 ☐ 第 6 項	
施 設 の 名 称	
施 設 の 種 類	保育所
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 内 容	変更の合った事項又は変更する事項
	変 更 前
	変 更 後
変 更 の 理 由	

注 1 変更内容が確認できる書類を添付してください。

2 該当する口には, レ印を記入してください。

幼保連携型認定こども園認可事項変更届

(あて先) 京都市長	年 月 日
届出者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名） ⑩

就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第 1 5 条第 2 項の規定により, 届け出ます。		
施 設 の 名 称		
施 設 の 所 在 地		
変 更 事 項		
変更 内容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 す る 理 由		
変更予定年月日		

注 この届出書には、変更事項を証する書類を添付すること。

第2号様式 (第6条関係)

家庭的保育事業等認可事項変更届出書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名) (印)

児童福祉法施行規則第36条の36 ☐ 第3項 の規定により届け出ます。 ☐ 第4項		
事業所の名称		
事業の種類		☐ 家庭的保育事業 ☐ 小規模保育事業A型 ☐ 小規模保育事業B型 ☐ 小規模保育事業C型 ☐ 保育所型事業所内保育事業 ☐ 小規模型事業所内保育事業 ☐ 居宅訪問型保育事業
事業所の所在地		
変更事項		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更する理由		
変更(予定)年月日		

注 この届出書には、変更事項を証する書類を添付すること。

第 6 号様式(第 6 条関係)

特定教育・保育施設確認事項変更届出書

年 月 日

(あて先) 京都市長

届出者 所在地

名称

代表者氏名

㊞

(法人にあっては、名称及び代表者名について、署名又は記名押印)

子ども・子育て支援法施行規則第 30 条第 1 項の規定に基づき、下記の特定教育・保育施設に係る確認事項の変更を届け出ます。

記

変更届対象施設	(フリガナ)												
	施設名称												
	施設の所在地												
	教育・保育施設の種別												
	事業所番号												
変更した事項		変更の内容											
1	施設の名称	(変更前)											
2	施設の所在地												
3	設置者(法人)の名称												
4	設置者(法人)の主たる事務所の所在地												
5	代表者の職名・氏名・生年月日												
6	代表者の住所	(変更後)											
7	設置者の定款・寄付行為等												
8	建物の構造概要及び図面並びに設備の概要												
9	施設の管理者の氏名・生年月日												
10	運営規程及び重要事項説明書												
変更年月日		年 月 日											

- (※注) 1 当該項目番号に○印を付けること。
 2 変更内容が分かる書類(次頁参照)を添付すること。
 3 変更があった日から起算して1箇月以内に届け出ること(項目番号2, 5, 8, 9, 10を変更する場合を除く)。

第 9 号様式(第 9 条関係)

特定地域型保育事業 確認事項変更届出書

年 月 日

(あて先) 京都市長

届出者 所在地

名称

代表者氏名

(印)

(法人にあっては、名称及び代表者名について、署名又は記名押印)

子ども・子育て支援法施行規則第 38 条第 1 項の規定に基づき、下記の特定地域型保育事業所に係る確認事項の変更を届け出ます。

記

変更届対象事業所	(フリガナ)												
	事業所名称												
	事業所の所在地												
	特定地域型保育事業の種類												
	事業所番号												
変更した事項		変更の内容											
1	事業所の名称	(変更前)											
2	事業所の所在地												
3	設置者(法人)の名称												
4	設置者(法人)の主たる事務所の所在地												
5	代表者の職名・氏名・生年月日												
6	代表者の住所	(変更後)											
7	設置者の定款・寄付行為等												
8	建物の構造概要及び図面並びに設備の概要												
9	事業所管理者の氏名・生年月日												
10	運営規程及び重要事項説明書												
11	連携施設												
変更年月日		年 月 日											

- (※注) 1 当該項目番号に○印を付けること。
 2 変更内容が分かる書類(次頁参照)を添付すること。
 3 変更があった日から起算して1箇月以内に届け出ること(項目番号2, 5, 8, 9, 10を変更する場合を除く)。

特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（認可外保育施設）

年 月 日

（宛先）京都市長

（申請者）

所 在 地

名 称

代 表 者
役 職 ・ 氏 名

印

子ども・子育て支援法第58条の2の規定により特定子ども・子育て支援施設等に係る確認を申請します。

1. 申請者に関する事項

設 置 主 体	☐ 法人 (☐ 国立大学法人 ☐ 公立大学法人 ☐ 学校法人 ☐ 社会福祉法人) ☐ 株式会社 ☐ NPO法人 ☐ その他法人) ☐ 法人以外 (☐ 個人 ☐ 任意団体)				
名 称※					
主 たる 事 務 所 の 所 在 地	〒 —				
	TEL : — —		FAX : — —		
	メールアドレス :				
代 表 者	職名		フリガナ 氏名	生年月日	年 月 日
	住所				

※ 法人、任意団体の場合は、法人名・団体名を記入してください。

2. 施設・事業に関する事項

施設の種類	☐ 児童福祉法第6条の3第11項の規定による業務（居宅訪問型保育事業）を目的とする施設以外 ☐ 児童福祉法第6条の3第11項の規定による業務（居宅訪問型保育事業）を目的とする施設				
名 称					
所 在 地	〒 —				
	TEL : — —		FAX : — —		
	メールアドレス :				
管 理 者	職名		フリガナ 氏名	生年月日	年 月 日
	住所				
届 出 等	児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出を行った年月日			年 月 日	
	事業開始（予定）年月日			年 月 日	
	認可外保育施設指導監督基準を満たす証明書の交付の有無			☐ 有 ☐ 無	
	認可外保育施設指導監督基準を満たす予定の年月日※			年 月 日	

※認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されていない施設のみ記入してください

3. 運営に関する事項

(1) 開所時間

	通常開所時間	時間外開所時間	備考
平日	～	～	
土曜日	～	～	
日・祝祭日	～	～	

※24時間表記で記入してください。

※居宅訪問型の場合は、「開所時間」を「保育提供可能時間」と読み替えてください。

(2) 提供するサービス内容

提供するサービス種別	対象年齢			
☐ 月極契約	歳	ヶ月～	歳	ヶ月
☐ 定期利用	歳	ヶ月～	歳	ヶ月
☐ 一時預かり	歳	ヶ月～	歳	ヶ月
☐ 夜間保育	歳	ヶ月～	歳	ヶ月
☐ 24時間保育	歳	ヶ月～	歳	ヶ月
☐ その他 ()	歳	ヶ月～	歳	ヶ月

※対象年齢については、1歳未満児の場合のみ、月齢まで記入してください。

※各サービス種別の定義は以下のとおり。

- ・月極契約：入所児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。
- ・定期利用：入所児童の保護者と日単位又は時間単位で定期的に契約し、継続的に保育サービスを提供するもの。(月極契約を除く。)
- ・一時預かり：入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。
- ・夜間保育：午後8時を越えて保育を実施し、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。
- ・24時間保育：24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。

(3) 利用料金等

	保育料				
	月極額	定期契約	一時預かり	夜間保育	24時間保育
0歳児					
1歳児					
2歳児					
3歳児					
4歳児					
5歳児					
保育料以外の 利用料	総額	①入会金	②キャンセル料	③日用品費・文房具費	④行事参加費
		⑤食材料費	⑥通園送迎費	()	()

※記入に当たり、当様式により難しい場合は、料金の詳細がわかる書類を添付してください。

※①～⑥については、無償化(施設等利用給付費)の対象外となります。

保育料に①～⑥の費用が含まれている場合は、その分の費用を除いた金額を記入してください。

(4) 入所定員

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	うち地域枠

※定員について特に定めがない場合には、職員配置や設備の面を考慮して同時に保育を行うことが可能な人数を記入してください。

※企業主導型保育事業において、地域枠定員を設定している場合には、その人数を記入してください。

(5) 職員の配置

①施設長 ☐ 常勤 ☐ 非常勤 _____

常勤換算後の人数※ _____

※一日の勤務延時間数を8で除した常勤換算後の人数を記入してください。

[保育業務への従事] ☐ 従事する (資格欄にも記入してください) ☐ 従事しない
[資格] ☐ 保育士 ☐ 看護師 ☐ 准看護師 ☐ その他 ()

②保育従事者 常 勤 _____ 非常勤 _____ 総 数 _____

常勤換算後の人数※ _____

※一日の勤務延時間数を8で除した常勤換算後の人数を記入してください。

[資格別の内訳]

職 種	常勤	非常勤	合計
保育士			
看護師			
准看護師			
家庭的保育者			
その他 ()			
合計			

③その他の職員 常 勤 _____ 非常勤 _____ 総 数 _____

常勤換算後の人数※ _____

※一日の勤務延時間数を8で除した常勤換算後の人数を記入してください。

[資格別の内訳]

職 種	常勤	非常勤	合計
調理員			
その他 ()			
その他 ()			
その他 ()			
合計			

④合計 (①+②+③) 常 勤 _____ 非常勤 _____ 総 数 _____

常勤換算後の人数※ _____

※一日の勤務延時間数を8で除した常勤換算後の人数を記入してください。

[資格別の内訳]

職 種	常勤	非常勤	合計
保育士			
看護師			
准看護師			
家庭的保育者			
調理員			
その他 ()			
その他 ()			
その他 ()			
合計			

(6) 職員の研修受講状況

※ 児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設及び1日に保育する乳幼児の数が5人以下である施設は必ず記入のこと

①施設に在籍している保育従事者数 人

うち、研修受講の有無	居宅訪問型保育研修（基礎研修）	人
	子育て支援員研修（地域保育コース）	人
	子育て支援員研修（上記以外）	人
	家庭的保育者等研修	人
	その他（ ）	人

②職員の研修等の参加状況

☐ 参加 参加者数 人

(研修名等	年	月	参加者数	人
(研修名等	年	月	参加者数	人

☐ 無

4. 運営に関する基準

①保育の提供を記録している。 ☐ 適 ☐ 否

児童ごとに、保育、給食等の提供日、徴収した保育料、利用料及び食材料費を記録しなければならない。

②利用料や特定費用について説明を行い、同意を得ている。 ☐ 適 ☐ 否

通常の保育料及び利用料のほか、無償化の対象にならない特定費用（個人所有となる日用品・文房具や制服等の費用、行事参加費、食材料費、通園送迎費、保護者会・PTA会費等）について、あらかじめ保護者に対し、徴収項目、金額及びその徴収理由について書面により明らかにするとともに、説明し、同意を得なければならない。

③領収証及び特定子ども・子育て支援提供証明書を交付することとしている。 ☐ 適 ☐ 否

「通常の保育料及び預かり保育料の額」と「無償化の対象にならない特定費用の額」を区分した領収証を交付しなければならない。また、幼児教育等を提供した日及び費用の額等、必要な事項を記載した特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならない。

④保護者の不正な行為を市町村に通知することとしている。 ☐ 適 ☐ 否

保護者が偽りその他不正な行為によって施設等利用給付の支給を受け又は受けようとしたときは、遅滞なくその旨を市町村に通知するとともに記録しなければならない。

⑤秘密保持に必要な措置を講じている。 ☐ 適 ☐ 否

職員及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知り得た児童及びその家族の秘密を漏らしてはならない。また、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た園児及びその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

⑥記録を保存している。 ☐ 適 ☐ 否

上記①及び④の記録については、完結の日から5年間保存しなければならない。

※ 必ずしも紙媒体で保管する必要はなく、電子媒体での保管も可能。ただし、保存期間中はいつでも文書で出力可能な状態で保管されている必要がある。

(添付書類)

- 1 定款又は寄附行為等及びその登記事項証明書等（法人ではない者が申請する場合にあっては設立代表者の印鑑登録証明書）
- 2 誓約書（特定子ども・子育て支援施設等）
- 3 料金表及び利用案内・パンフレット
- 4 職員の研修受講状況に関して、研修の修了証の写し等の研修を受講したことや参加したことが分かる書類
- 5 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し又は基準への適合（見込み）状況を説明する書類

特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（在園児の預かり保育事業）

年 月 日

(宛先) 京都市長

(申請者)

所 在 地 _____

名 称 _____

代 表 者 _____ 印

役 職 ・ 氏 名 _____

子ども・子育て支援法第 58 条の 2 の規定により特定子ども・子育て支援施設等に係る確認を申請します。

1. 申請者に関する事項

法人種別	☐ 学校法人 ☐ 社会福祉法人 ☐ 宗教法人 ☐ その他 (_____)					
名称※						
主たる事務所の所在地	〒 _____					
	TEL : _____		FAX : _____			
	メールアドレス : _____					
代表者	職名		フリガナ		生年月日	年 月 日
	住所					

※ 法人、任意団体の場合は、法人名・団体名を記入してください。

2. 施設に関する事項

名称						
所在地	〒 _____					
	TEL : _____		FAX : _____			
	メールアドレス : _____					
施設管理者	職名		フリガナ		生年月日	年 月 日
	住所					
事業開始（予定）年月日	年 月 日					

3. 預かり保育事業の利用児童数及び職員配置

(1) 利用園児数及び配置職員数

申請日の属する月の初日（開園日）時点における利用園児数及び配置職員数を記入してください。

		預かり保育 利用園児数	職員の 配置基準	実際の 配置職員数		(参考) 基準に基づく 配置職員数		(参考) 届出日の属 する月の初 日在籍園児 数
					うち 有資格者 数		うち 有資格者 数	
平日 (登園前)	3歳児(満3歳児を含む)		20:1	—	—	0	—	人
	4・5歳児		30:1	—	—	0	—	人
	合 計	0				0	0	人
平日 (降園後)	3歳児(満3歳児を含む)		20:1	—	—	0	—	
	4・5歳児		30:1	—	—	0	—	
	合 計	0				0	0	

※認定こども園の場合、「預かり保育園児数」の欄は教育・保育給付1号認定を受けている園児のみを計上してください。

※「配置職員数」には、預かり保育事業に従事している間、専ら当該事業に従事している人数を記入してください（教育課程担当職員による対応可）。なお、勤務時間の短い非常勤職員についても実人員で計上してください（勤務時間に応じた常勤換算処理不要）。

※「有資格者数」は、幼稚園教諭普通免許状所有者又は保育士の人数を記入してください。

(2) 担当教諭

預かり保育の担当職員を記入してください（教育課程担当職員が預かり保育を担当することも可）。

氏名	資格			雇用形態	
	☐ 幼稚園教諭	☐ 保育士	☐ 子育て支援員等	☐ 常勤	☐ 非常勤
	☐ 幼稚園教諭	☐ 保育士	☐ 子育て支援員等	☐ 常勤	☐ 非常勤
	☐ 幼稚園教諭	☐ 保育士	☐ 子育て支援員等	☐ 常勤	☐ 非常勤
	☐ 幼稚園教諭	☐ 保育士	☐ 子育て支援員等	☐ 常勤	☐ 非常勤
	☐ 幼稚園教諭	☐ 保育士	☐ 子育て支援員等	☐ 常勤	☐ 非常勤
	☐ 幼稚園教諭	☐ 保育士	☐ 子育て支援員等	☐ 常勤	☐ 非常勤
	☐ 幼稚園教諭	☐ 保育士	☐ 子育て支援員等	☐ 常勤	☐ 非常勤

※資格及び雇用形態欄については、該当する項目全てにチェック☑を記入してください。

※幼稚園教諭欄へのチェック☑は、普通免許状の保有者に限定してください。

4. 事業の実施状況

(1) 保育実施日数及び保育時間

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	
実施（予定）日数													0	
通常開園日における保育時間（注1）				時			分			～	時			分
預かり保育を含めた保育時間				時			分			～	時			分
長期休業期間中の預かり保育時間				時			分			～	時			分
備考（注2）														

(注1) 認定こども園においては、教育・保育給付1号認定子どもの教育標準時間を記入してください。

(注2) 「開園時間が、水曜日だけ異なる」等、保育時間が一概に記載できない場合等は備考欄にその旨を記入してください。

(2) 食事・おやつの提供の有無等

ア 預かり保育時間中において食事・おやつを提供することがありますか ☐ ある ☐ ない

イ (アが「ある」の場合) 調理設備(※)は備え付けられていますか ☐ ある ☐ ない

(※) 調理設備とは、調理用コンロ、電子レンジ、冷蔵庫等、加熱・保存に対応できる器具設備をいいます。

5. 利用料金

	料金の設定方法
通常保育日	
長期休業期間中	
休日（土・日・祝日）	

※1時間当たり〇円，1日当たり〇円，月額〇円のように，具体的に記入してください。

※食事又はおやつを提供している場合であって，食事代及びおやつ代を預かり保育の料金と一体的に保護者から徴収している場合には，食材料費相当額を除いた金額を記入してください。

6. 設備・面積（幼稚園のみ記入してください。認定こども園は記入不要です。）

部屋の名称 (クラス名)	面積基準	預かり保育実施 保育室面積
	人 × 1.98 m ² = 0 m ²	m ²
	人 × 1.98 m ² = 0 m ²	m ²
	人 × 1.98 m ² = 0 m ²	m ²

↑ 預かり保育を利用する最大想定園児数を記入してください。

（添付書類）

- 1 料金表及び利用案内・パンフレット

第 4 号様式（第 6 条関係）

特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（一時預かり事業）

年 月 日

（宛先）京都市長

（申請者）

所 在 地

名 称

代 表 者
役 職 ・ 氏 名

印

子ども・子育て支援法第 58 条の 2 の規定により特定子ども・子育て支援施設等に係る確認を申請します。

1. 申請者に関する事項 <共通>

設 置 主 体	☐ 法人 ☐ 国立大学法人 ☐ 公立大学法人 ☐ 学校法人 ☐ 社会福祉法人 ☐ 株式会社 ☐ NPO 法人 ☐ その他法人（ ）					
	☐ 法人以外 ☐ 個人 ☐ 任意団体					
名 称※						
主 たる 事 務 所 の 所 在 地	〒 —					
	TEL : — —		FAX : — —			
	メールアドレス :					
代 表 者	職名		フリガナ		生年 月 日	年 月 日
	住所					

※ 法人、任意団体の場合は、法人名・団体名を記入してください。

2. 事業所に関する事項 <共通>

施設の種類	☐ 認定こども園 ☐ 幼稚園 ☐ 保育所 ☐ 小規模保育事業所 ☐ 家庭的保育事業所 ☐ その他（ ）					
事業の種別	☐ 一般型 ☐ 幼稚園型Ⅰ・Ⅱ ☐ 余裕活用型 ☐ 居宅訪問型 ☐ 地域密着Ⅱ型					
名 称						
所 在 地	〒 —					
	TEL : — —		FAX : — —			
	メールアドレス :					
事 業 所 の 管 理 者	職名		フリガナ		生年 月 日	年 月 日
	住所					
事業開始（予定） 年月日	年 月 日					

3. 一時預かり事業の運営に関する事項 ＜本市の委託・補助を受けずに実施する場合のみ記載＞

(1) 職員の定数及び職務の内容

		常勤	非常勤	合計	
職員数		人	人	人	人
資格別の内訳	うち、一時預かりの乳幼児の処遇を行う保育士等	0 人	0 人	0 人	人
	保育士	人	人	0 人	人
	幼稚園教諭	人	人	0 人	人
	保育教諭	人	人	0 人	人
	看護師	人	人	0 人	人
	准看護師	人	人	0 人	人
	その他 ()	人	人	0 人	人
	その他 ()	人	人	0 人	人

(2) 利用定員

利用定員	人
うち一時預かりの利用定員	人

(3) 一時預かり事業に係る利用料金

※1時間あたり〇円、1日あたり〇円、月額〇円のように具体的に記入してください。

※また、歳児や利用時間帯（夜間や休日等）により利用料が異なる場合も具体的に記入してください。

※食事又はおやつを提供している場合であって、食事代及びおやつ代を預かり保育の料金と一体的に保護者から徴収している場合には、食材料費相当額を除いた金額を記入してください。

(4) 一時預かり事業の受入部屋

専用保育部屋の有無	☐ 有	☐ 無
有の場合の面積	㎡	

＜添付書類 1＞

提出対象施設・事業所・・・認可保育所・幼稚園等以外（認可外保育施設）が実施する場合

- 1 定款又は寄附行為等及びその登記事項証明書等（法人ではない者が申請する場合にあっては設立代表者の印鑑登録証明書）
- 2 誓約書（特定子ども・子育て支援施設等）

＜添付書類 2＞

提出対象施設・事業所・・・本市の委託・補助を受けずに一時預かり事業を実施する場合

- 3 料金表及び利用案内・パンフレット

第 5 号様式（第 7 条関係）

特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（病児保育事業）

年 月 日

（宛先）京都市長

（申請者）

所 在 地

名 称

代 表 者
役 職 ・ 氏 名

印

子ども・子育て支援法第 58 条の 2 の規定により特定子ども・子育て支援施設等に係る確認を申請します。

1. 申請者に関する事項 <共通>

設 置 主 体	☐ 法人 ☐ 医療法人 ☐ 社会福祉法人 ☐ その他法人（ ☐ 国立大学法人 ☐ 株式会社 ☐ 公立大学法人 ☐ NPO 法人 ☐ 学校法人 					
	☐ 法人以外 ☐ 個人 ☐ 任意団体					
名 称※						
主 たる 事 務 所 の 所 在 地	〒 —					
	TEL : — —		FAX : — —			
	メールアドレス :					
代 表 者	職名		フリガナ		生年月日	年 月 日
			氏名			
	住所					

※ 法人、任意団体の場合は、法人名・団体名を記入してください。

2. 事業所に関する事項 <共通>

施設の種類	☐ 病院 ☐ 診療所 ☐ 認定こども園 ☐ 保育所 ☐ 幼稚園 ☐ 小規模保育事業所 ☐ 家庭的保育事業所 ☐ その他（					
	☐ 病児対応型 ☐ 病後児対応型 ☐ 体調不良児対応型 ☐ 非施設型（訪問型）					
事業所の種別						
名 称						
所 在 地	〒 —					
	TEL : — —		FAX : — —			
	メールアドレス :					
事業所の 管 理 者	職名		フリガナ		生年月日	年 月 日
			氏名			
	住所					
事業開始（予定） 年月日	年 月 日					

3. 病児保育事業の運営に関する事項 ＜本市の委託を受けずに実施する場合のみ記載＞

(1) 開設時間

曜日	開設時間 ※24時間表記で記載
	～
	～

(2) 利用定員

利用定員	人
------	---

(3) 対象年齢

☐ 0歳児 ☐ 1歳児 ☐ 2歳児 ☐ 3歳児 ☐ 4歳児 ☐ 5歳児 ☐ 就学児（小学 年生まで）

(4) 利用料金

※1時間あたり〇円、1日あたり〇円、月額〇円のように、また、歳児や市内外等により利用料が異なる場合も具体的に記入してください。
※食事（おやつ含む）を提供している場合であって、食事代を利用料金と一体的に保護者から徴収している場合には、食材料費相当額を除いた金額を記入してください。

(5) 職員の定数及び職務の内容

		常勤	非常勤	合計
職員数		人	人	人
うち、病児保育事業を行う保育士等		0人	0人	0人
資格別の内訳	保育士	人	人	人
	看護師	人	人	人
	准看護師	人	人	人
	保健師	人	人	人
	助産師	人	人	人
	その他（ ）	人	人	人
	その他（ ）	人	人	人
	その他（ ）	人	人	人

(6) 協力機関

協力機関	名称			
	所在地	〒 -		
		TEL: - -	メールアドレス:	

※医療機関に併設されている場合や近隣病院等から看護師等が駆けつけられる場合に協力機関を記載してください。

4. 設備に関する事項 ＜本市の委託を受けずに実施する場合のみ記載＞

(1) 保育室等の面積

種類	専用保育室	観察室（安静室）	調理室	専用トイレ
室の有無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無（ ）の調理室と兼	☐ 有 ☐ 無
面積	m ²			

＜添付書類 1＞

提出対象施設・事業所・・・認可保育所等以外（認可外保育施設）が実施する場合

- 1 定款又は寄附行為等及びその登記事項証明書等（法人ではない者が申請する場合にあっては設立代表者の印鑑登録証明書）
- 2 誓約書（特定子ども・子育て支援施設等）

＜添付書類 2＞

提出対象施設・事業所・・・本市の委託を受けずに病児保育事業を実施する場合

- 3 料金表及び利用案内・パンフレット
- 4 施設の図面（保育室等の配置が分かるもの）

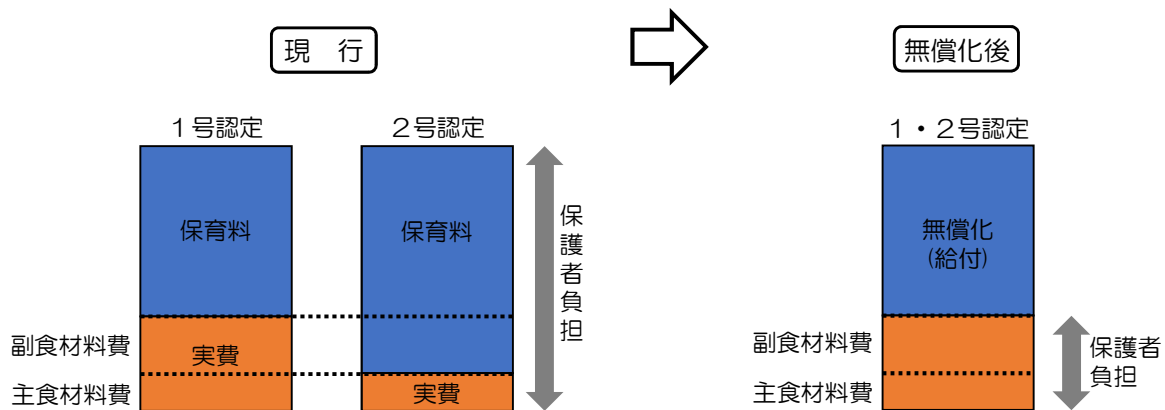
令和元年7月

幼児教育・保育無償化に伴う食材料費取扱いガイドライン 京都市保育園連盟

基本的な考え方

- 教育・保育給付1号認定子ども、2号認定子どもの主食材料費・副食材料費については、施設による徴収（現在の主食材料費と同様）となります。
- 2号認定子どもの副食材料費はこれまで利用者負担分（保育料）に含まれていたことから、保護者が負担すること自体は、これまでと変わりません。
- 3号認定子どもは、幼児教育・保育の無償化が市民税非課税世帯の場合に限定されるため、これまでどおり食材料費は保育料に含まれます。

基本的な考え方



食材料費の徴収額について

- 主食材料費
主食材料費は、従来から各施設で実費相当として金額を設定し、徴収していたので、無償化以降もその取扱いは同様となります。
- 副食材料費
副食材料費は、各施設において、実際に給食の提供に要した材料費を勘案して定めることになります。
この際、これまで副食材料費は、公定価格において積算し、保育料の一部として保護者に月額4,500円の負担を求めてきました。そのため、施設で徴収する額の設定に当たっても、この月額4,500円を目安とする旨、国が示しています。

【留意事項】

- 実際に給食の提供に要した材料費を超える額を副食材料費として定めることはできません。
- 食材料費は実費的性格であるため、年間を通じて過不足のないように、食材料費の管理を徹底してください。

副食材料費の徴収額の考え方

○ 副食材料費の徴収額

徴収額は**月額を基本**とします。

また、施設の子どもを通じて均一としてください。アレルギー除去食等の特別食を提供する子どもについても、他の子どもと異なる徴収額とする必要はありません。

【減額等の調整について】

以下の場合において減額又は日割り計算の対応を行っても差支えありません。

● 減額調整

土曜日に恒常的に施設を利用しない場合や長期入院のような、施設があらかじめ子どもの利用しない日を把握し、配食準備に計画的に反映させることが可能な場合

● 日割り計算

あらかじめ月途中の入園や退園を把握し、その月の利用日数が分かる場合

副食材料費の免除について

○ 年収360万円未満相当世帯に属する子ども及び同時入所の第3子以降の子どもについては、副食材料費相当額が公定価格において加算措置されるため、副食材料費を免除していただくこととなります。

加算対象者については、京都市から別途リストを送付してお知らせしますので、掲載者からは副食材料費を徴収しないようにしてください。

【留意事項】

施設が設定した副食材料費の金額が月額4,500円を上回っている場合であっても、免除対象者からは副食材料費を一切徴収できません。

例えば副食材料費を月額4,800円に設定している場合でも、副食材料費免除対象者からは加算額4,500円との差額である300円を徴収することはできません。

食材料費取扱いの変更に関する事務

- 運営規程、重要事項説明書における保護者負担金の内容変更をしてください。
- 続いて、京都市に認可事項変更届、確認事項変更届を提出してください。
- 保護者に対しては、副食材料費を施設により徴収する旨を周知してください。（重要事項説明をしてください。）
- 認定こども園については、利用契約書の変更が必要となります。

運営規程、重要事項説明書への記載について

- 運営規程、重要事項説明書において、保護者負担金の記載内容を変更する必要があります。その際の内容は、給食費（食材料費）としてまとめて記載しても、主食材料費・副食材料費と分けて記載しても構いません。

運営規程、重要事項説明書への記載について

<記載例 1>

特定教育・保育の提供に要する利用者負担金

項 目	内 容	金 額
給食費(※)	お米、パン、うどん、おかず、おやつ、お茶、牛乳等の食材料費	月額〇, 〇〇〇円
△△保険料	△△に対する保険料	月額 〇〇〇円
□□費	□□に要する経費	年額〇, 〇〇〇円
交通費	遠足等に係る移動手段に要する経費	実 費

※ 京都市から通知のあった免除対象の園児については、〇, 〇〇〇円を徴収します。

運営規程、重要事項説明書への記載について

<記載例 2>

特定教育・保育の提供に要する利用者負担金

項 目	内 容	金 額
主食材料費	お米、パン、うどん等	月額〇, 〇〇〇円
副食材料費(※)	おかず、おやつ、お茶、牛乳等	月額4, 500円
△△保険料	△△に対する保険料	月額 〇〇〇円
□□費	□□に要する経費	年額〇, 〇〇〇円
交通費	遠足等に係る移動手段に要する経費	実 費

目安としての
例示額です

※ 京都市から通知のあった免除対象の園児については、副食材料費が免除されます。

滞納者への対応について

- 副食材料費の滞納があった場合は、その保護者から事情を聞き、その理由や改善策等を検討するとともに、保護者に対して、滞納している副食材料費の支払いを促してください。

【留意事項】

- 副食材料費は施設の債権となるため、京都市が徴収することはできません。

現行の法令上、食材料費は施設と利用者の間の私債権という位置付けになり、市町村が所有するものではありません。地方自治法第235条の4第2項により「市町村は、その所有に属さない現金または有価証券は、法律または政令の規定によるのでなければ、保管することができない」とされていることから、市町村が施設に代わって直接副食材料費を徴収することはできません。

- 食材料費は給食の対価として徴収するものであるため、食材料費の滞納のみをもって保育継続の可否を問うことはできません。

令和元年 7 月
京都市子ども若者はぐくみ局
幼 保 総 合 支 援 室

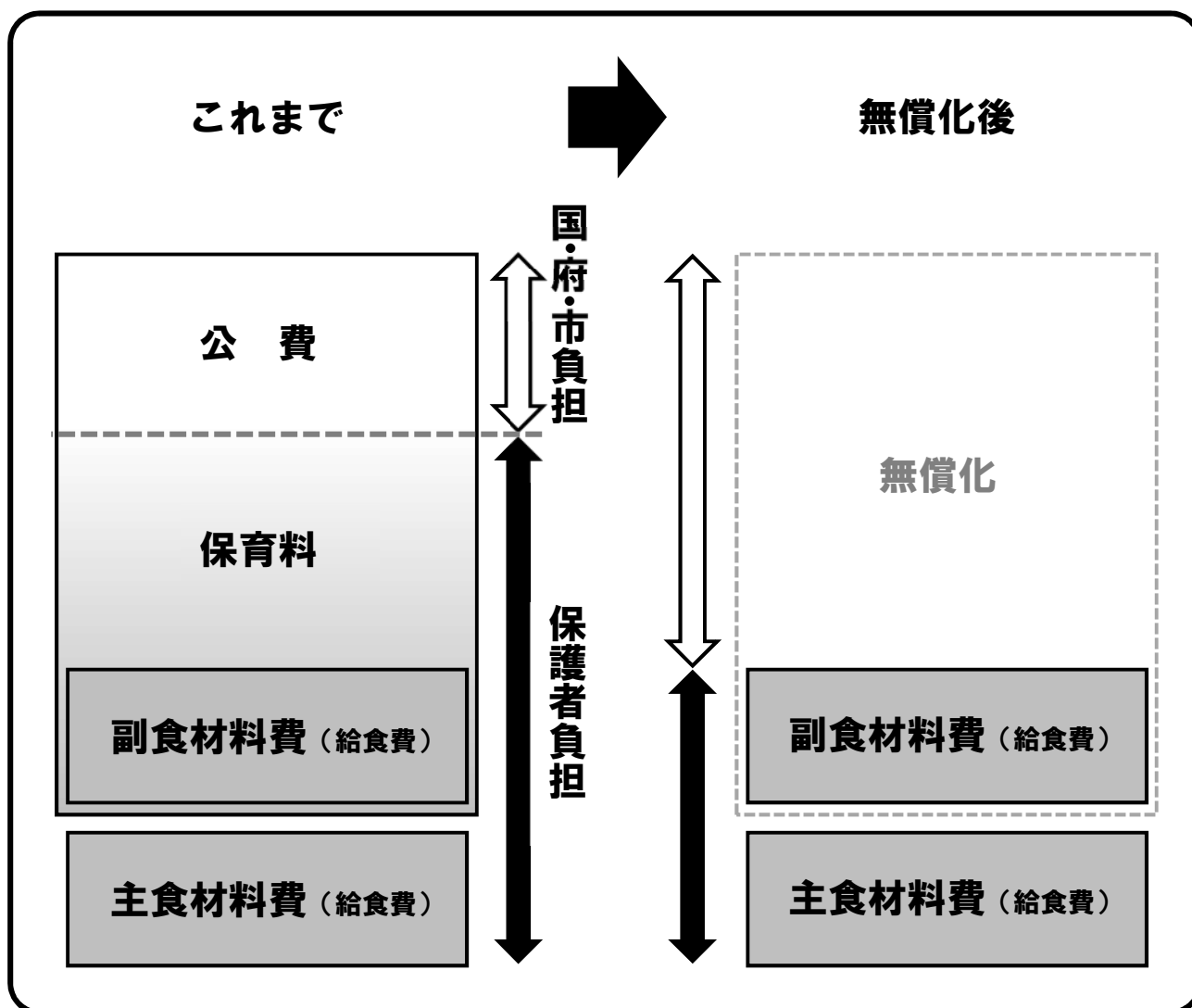
3～5歳児の保護者の皆様へ

令和元年10月から、保育料が無償化されます

これまで、保育料の一部としてお支払いいただいていた副食材料費（おかずなど）については、主食材料費（お米など）とあわせて、保育園、認定こども園に直接支払っていただきます。

令和元年10月から、3～5歳のお子様については保育料が無償化されるため、保育料をお支払いいただく必要がなくなります。

ただし、給食の材料にかかる費用（給食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。保育園、認定こども園を利用する保護者も、自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。

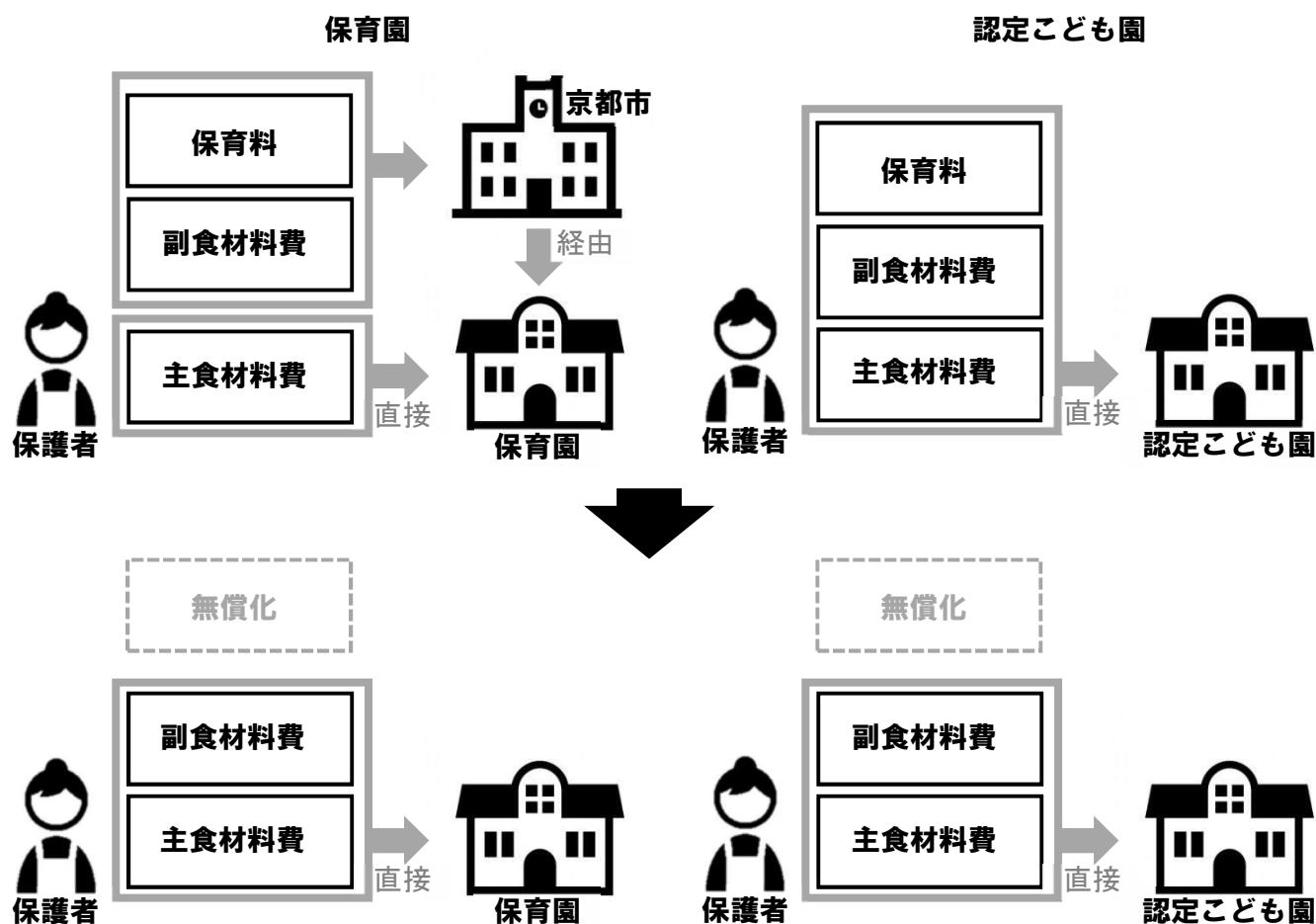


現在、3～5歳児の給食費は、

- 保育園を利用する場合、
 - ・主食材料費分（お米など）については直接、
 - ・副食材料費分（おかずなど）については（保育料の一部として）京都市を通じて、保育園にお支払いいただいております。
- 認定こども園を利用する場合、
 - ・給食費（主食材料費分）と保育料（副食材料費分含む）を直接、認定こども園にお支払いいただいております。

令和元年10月から、保育料は無償化されますが、

- 給食費については引き続き保護者の皆様にご負担いただくことが原則です。今後は、主食材料費分と副食材料費分の給食費をまとめて保育園、認定こども園にお支払いいただくことになりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。



※ 給食費の金額は、施設ごとに異なります。

※ 副食材料費が免除となる年収360万円未満相当世帯の方などの対象者には、京都市から通知があります。

【問い合わせ先】

京都市子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室(民営保育施設担当)

電話 075-251-2390 FAX 075-251-2950

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等を利用する給付制度を創設する等の措置を講ずる。

概要

1. 基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

※ 既に現行法に基づく個人給付の対象となっている認定こども園、幼稚園、保育所等については、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

※ 就学前の障害児の発達支援についても、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

2. 子育てのための施設等利用給付の創設

（1）対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、①の対象施設等を②の支給要件を満たした子供が利用した際に要する費用を支給する。

①対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設（※）、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象とする。

※ 認可外保育施設については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限るが、5年間は届出のみで足りる経過措置を設ける（経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設にできることとする）。

②支給要件 以下のいずれかに該当する子供であって市町村の認定を受けたものを対象とする。

- ・ 3歳から5歳まで（小学校就学前まで）の子供
- ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

（2）費用負担

- ・ 本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担する。

※ 平成31年度に限り、地方負担部分について全額国費により補填するため、必要な規定を設ける。

（3）その他

- ・ 市町村が適正な給付を行うため、対象施設等を確認し、必要に応じ報告等を求めることができる規定を設ける。
- ・ 差押え、公租公課の禁止、給付を受ける権利に係る時効等の規定を設ける。
- ・ 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）等の関係法律について、所要の改正を行うとともに、経過措置について定める。

施行期日

令和元年10月1日（一部の規定については、公布の日から施行）

子ども・子育て支援新制度の概要

※下線部分が今回の改正部分

子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援(第1条)

子ども・子育て支援給付(第8条)

その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

子どものための教育・保育給付
(第2章第3節、第3章第1節)

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模
保育等に係る共通の財政支援

施設型給付費

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方
裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※ 私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、
居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付
(第2章第4節、第3章第2節)

幼稚園<未移行>、認可外保育施設、
預かり保育等の利用に係る支援

施設等利用費

幼稚園<未移行>
(第7条第10項第2号)

特別支援学校
(第7条第10項第3号)

預かり保育事業
(第7条第10項第5号)

認可外保育施設等
(第7条第10項第4号、6号～8号)

・認可外保育施設
・一時預かり事業
・病児保育事業
・子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)

※ 認定こども園(国立・公立大学法人立)も対象(第7条第10項第1号)

地域子ども・子育て
支援事業(第4章)

地域の実情に応じた
子育て支援

・利用者支援事業
・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり事業
・乳児家庭全戸訪問事業
・養育支援訪問事業等
・子育て短期支援事業
・子育て援助活動支援事業
(ファミリー・サポート・センター事業)

・延長保育事業
・病児保育事業
・放課後児童クラブ

・妊婦健診
・実費徴収に係る補足給付を行う事業
(幼稚園<未移行>における
低所得者世帯等の子どもの
食材費(副食費)に対する
助成(第59条第3号ロ))
・多様な事業者の参入促進・
能力活用事業

仕事・子育て両立支
援事業(第4章の2)

仕事と子育ての
両立支援

・企業主導型保育
事業
⇒事業所内保育を主
軸とした企業主導型
の多様な就労形態
に対応した保育
サービスの拡大を
支援(整備費、運営
費の助成)

・企業主導型ベビー
シッター利用者支
援事業
⇒繁忙期の残業や
夜勤等の多様な働
き方をしている労働
者が、低廉な価格
でベビーシッター派
遣サービスを利用
できるよう支援

市町村主体

国主体

子ども・子育て支援新制度の給付・事業の全体像

※下線部分が今回の改正部分

- 子ども・子育て支援新制度において、市町村の「児童手当」、「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」、「地域子ども・子育て支援事業」の実施に要する費用に対して、国・都道府県・企業等が支援を行う。
- 平成31年度における無償化の実施に要する費用について、子ども・子育て支援臨時交付金を交付する（交付税特会で経理。附則第15条）。

子ども・子育て支援給付（第8条）

児童手当等交付金（第8条、第2章第2節）

児童手当法等に基づく児童手当等の給付
【国：2/3、都道府県：1/6、市町村：1/6等】

子どものための教育・保育給付（第8条、第2章第3節、第3章第1節）

教育・保育給付認定子どもが認定こども園、幼稚園、保育所等において特定教育・保育などを受けた場合の給付 【国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4等】

- ・施設型給付費・幼稚園、保育所、認定こども園
※公立幼稚園・保育所は市町村10/10
- ・地域型保育給付費・家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付（第8条、第2章第4節、第3章第2節）

施設等利用給付認定子どもが幼稚園（未移行）、特別支援学校、預かり保育、認可外保育施設等において特定教育・保育等を受けた場合の利用料の給付
【国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4】

・施設等利用費・認定こども園、幼稚園、特別支援学校、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

子ども・子育て支援交付金（第4章）

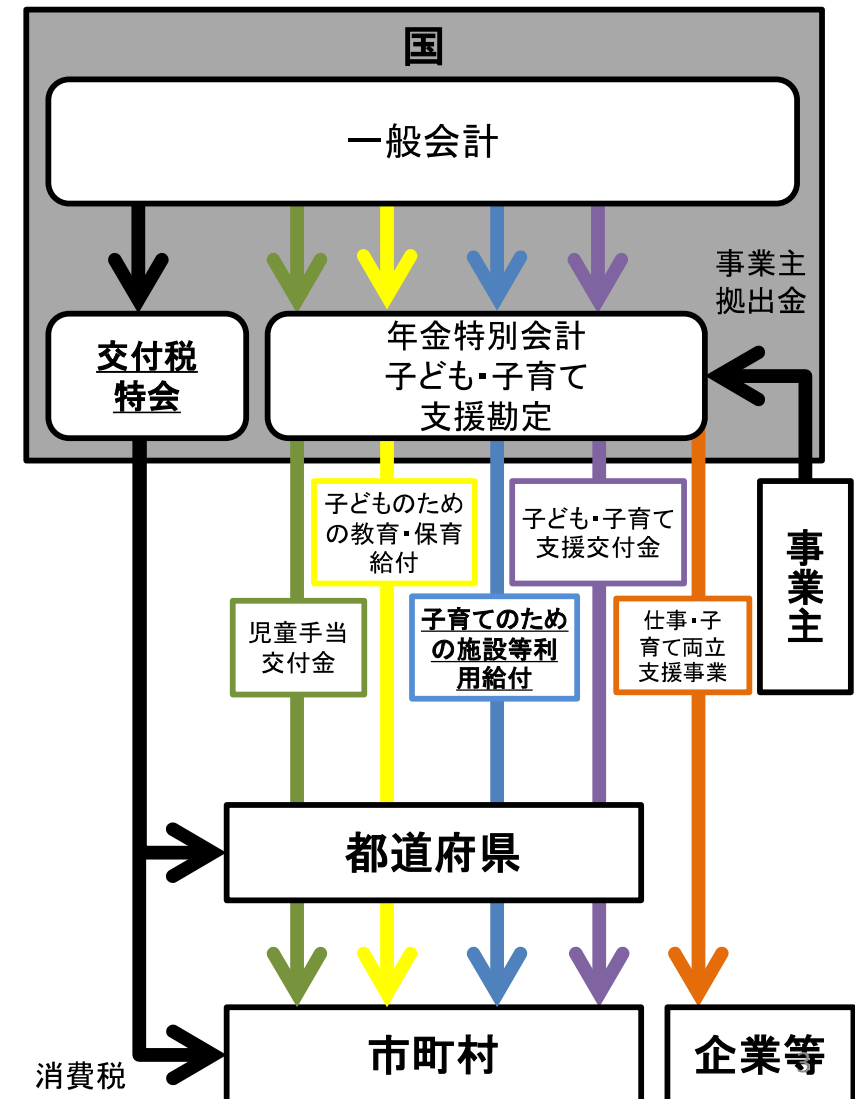
利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、病児保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業（幼稚園<未移行>における低所得者世帯等の子どもの食材費（副食費）に対する助成）等の地域子ども・子育て支援事業 【国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3】

仕事・子育て両立支援事業（第4章の2）

- ・企業主導型保育事業 【国10/10（事業主拠出金を原資）】
- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 【国10/10（事業主拠出金を原資）】

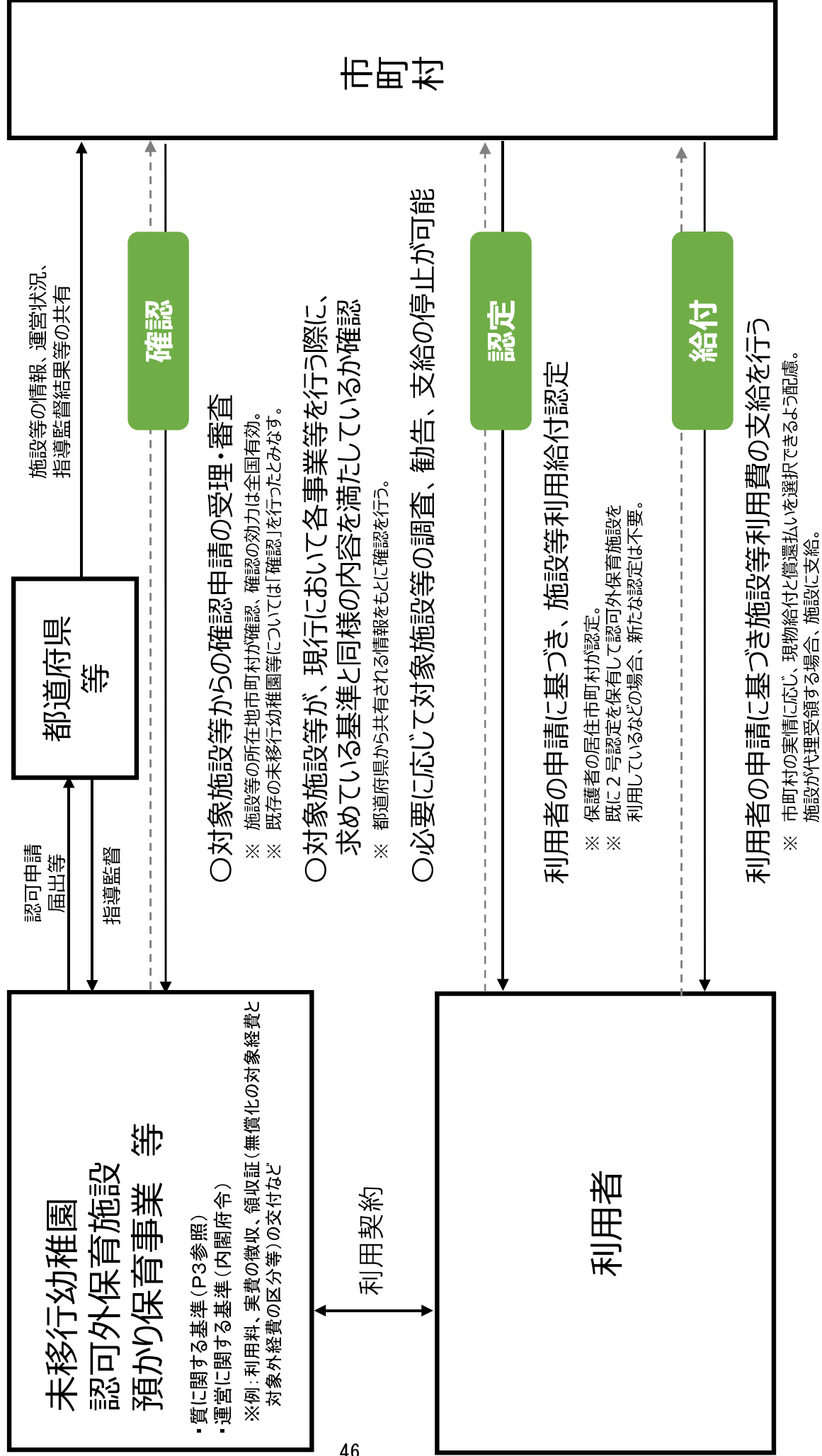
その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

＜国から都道府県・市町村への資金交付のイメージ＞



幼児教育・保育の無償化の実施に伴う主な事務（イメージ）

- 子どものための教育・保育給付の処理手法を施設等利用給付においても踏襲しつつ、市町村の負担軽減を図る。
- 市町村は、施設等利用給付に係る特定子ども・子育て支援施設等の確認に関し、都道府県に対して必要な協力を求められるよう規定。



無償化の実施に関する対象施設等の「確認」について①

幼児教育・保育の無償化の実施に必要な対象施設等の「確認」に関する事務は以下のとおり。

1. 「確認」の趣旨・概要

- 各事業法に基づく認可・届出等に係る都道府県所轄庁において、事業法に基づく未移行幼稚園や認可外保育施設等の適正な運営の確保に一定の責任を持つことを前提としつつ、子ども・子育て支援法に基づき、各市町村において、無償化に伴う給付を実施する観点から、各事業者が無償化給付の対象となること、対象施設等に求める基準（①対象施設等が満たすべき教育・保育等の質、②対象施設等の運営）を満たしていることを把握することもに必要に応じて調査等を行う。

- 対象施設等の所在地の市町村が確認を行い、他の市町村においても効力を有する。

2. 対象施設等に求める基準について

- ①（１）認定こども園（国立・公立大学法人立）、幼稚園（未移行）、特別支援学校、一時預かり事業
…学校教育法に基づく設置基準、児童福祉法に基づく事業基準を適用
- （２）認可外保育施設、預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業
…内閣府令で定める基準を適用
- 認可外保育施設は現在の指導監督基準（平成13年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）と同様の内容を、預かり保育事業は一時預かり事業の基準と同様の内容を、病児保育事業・子育て援助活動支援事業は現行の地域子ども・子育て支援事業（13事業）において求めている基準と同様の内容を子ども・子育て支援法に基づく内閣府令で定めることを想定している。
- 対象施設等の基準への適合状況を市町村が確認する際には、各事業法に基づく認可・届出等に係る都道府県所轄庁からの情報を活用することが可能である。

無償化の実施に関する対象施設等の「確認」について②

2. 対象施設等に求める基準について(続き)

② 施設等が共通で満たすべき運営に関する事項…内閣府令で定める基準

※ 対象施設等の運営に関する事項については、現行の子どものための教育・保育給付においては各自治体の条例で定めているが、子育てのための施設等利用給付においては、条例の制定は不要とする。

○ 対象施設等の運営に関する基準で定める内容としては、現時点では以下の内容を想定しており、市町村は確認の際に、これらの内容が記載されている文書等が整備されているかどうかを把握する。

※ 現行の子どものための教育・保育給付に係る対象施設等の運営に関する基準のうち、新たな給付の適切な実施に必要なものに限定することとしており、利用定員やサービスの質に関する規定等は設けない予定。

- ・ 教育・保育等の提供の記録
- ・ 利用料や実費の徴収可能費目及び手続
- ・ 領収証(無償化の対象経費と対象外経費の区分等)等の交付
- ・ 秘密保持
- ・ 諸記録の整備

等

3. 「確認」に関する事務について

○ こうした「確認」に関して、市町村が行う事務としては、現行の子どものための教育・保育給付と同様に、以下のものを想定している。

- ・ 対象施設等からの確認申請の受理・審査(変更・辞退を含む。)、公示
- ・ 必要な範囲での対象施設等の運営に対する調査、不正等を行った施設等の指導監督(勧告、命令、取消等)

○ できる限り、自治体の負担が過大とならないよう、工夫することが可能である。

- ・ 既存の未移行幼稚園、特別支援学校については、子ども・子育て支援新制度創設時に保育所、認定こども園、幼稚園について行ったのと同様に、「確認」を行ったとみなす(改正法附則第3条)。
- ・ 例えば、認可外保育施設の「確認」に際して、都道府県が届出等により把握した情報の提供を受け、これを活用することが想定されるが、こうした事務を行う際に必要に応じて、都道府県に協力を求められることを法制上明確化する(第58条の12)。
- ・ 自市町村が設置する公立施設等の確認については、市町村の判断により申請・審査の手続を簡素化して差し支えない。

無償化の実施に関する対象者の「認定」について①

幼児教育・保育の無償化の実施に必要な対象者の「認定」に関する事務は以下のとおり。

1. 教育・保育給付認定と施設等利用給付認定との違いについて

- 教育・保育給付認定において、保育の必要性がある小学校就学前子どもについては、3号認定は満3歳未満の子ども、2号認定は満3歳以上の子どもとされている（法第19条第1項）。併せて、保育必要量（保育標準時間・保育短時間）の認定も行うこととされている（法第20条第3項）。

また、支給認定証を保護者の申請に応じて交付する仕組みとされている（法第20条第4項、施行規則第4条の2）。

- これに対し、施設等利用給付認定において、保育の必要性がある小学校就学前子どもについては、新3号認定は満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども※、新2号認定は満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どもとされている（法第30条の4）。保育必要量の認定はない。

また、支給認定証は交付せず、認定内容を保護者に通知する仕組みとされている（法30条の5第3項）。

※施設等利用給付認定の新3号認定には、保育の必要性以外にも住民税非課税世帯の子どもでもあることも要件としている。

- なお、教育・保育給付認定においては、3号認定子どもが満3歳に達した場合の2号認定への職権変更認定について、年度末日まで一括して通知すれば足りることとしている（施行規則第12条第1項ただし書）。

- 無償化の実施後もこれらの取扱いには変更がなく、引き続き、簡素な運用を行うことが可能であるため、改めて留意されたい。

子ども・子育て支援法の給付と子どもの認定区分（支給要件）

○子どものための教育・保育給付（現行）・・・施設型給付費、地域型保育給付費等の支給

認定区分（支給要件）	保育必要量（内容）	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
満3歳以上の小学校就学前子どもであって、 <u>2号認定子ども以外のもの（1号認定子ども）</u> （第19条第1項第1号）	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（2号認定子ども） （第19条第1項第2号）	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
満3歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（3号認定子ども） （第19条第1項第3号）	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

50

○子育てのための施設等利用給付（新設）・・・施設等利用費の支給

保育必要量の認定が不要

認定区分（支給要件）	支給に係る施設・事業
満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のも（新1号認定子ども） （第30条の4第1号）	幼稚園、特別支援学校等
<u>満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した</u> 小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（新2号認定子ども） （第30条の4第2号）	認定こども園、幼稚園、特別支援学校 （満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
<u>満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある</u> 小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるものうち、 <u>保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者</u> であるもの（新3号認定子ども） （第30条の4第3号）	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

無償化の実施に関する対象者の「認定」について②

2. 施設等利用給付認定を受けられない者

- 教育・保育給付において、2号認定又は3号認定を受けている子どもであって、当該子どもに係る施設型給付費等の支給を受けている場合や、企業主導型保育事業を利用している場合（保育所並みの開所が確保された施設等を利用している場合）には、当該子どもは施設等利用給付認定を受けることができない（第30条の4柱書）。

※施設型給付費等の支給を受けている子どものうち、特別利用教育を受けている子どもは除く。

3. 共働き等家庭に係る教育・保育給付認定と施設等利用給付認定との関係

⇒次ページ参照

- 他方、教育・保育給付において、2号認定又は3号認定を受けている子どもであって、利用調整の結果、認可保育所等に入所できず、認可外保育施設等を利用している場合、当該子どもに関しては、施設等利用給付認定を受けたものとみなすため、施設等利用給付認定を受けることは不要（第30条の5第7項）。

51

（当該教育・保育給付における3号認定又は2号認定を、施設等利用給付認定における新3号認定又は新2号認定とみなすこととしている。なお、新3号認定については、住民税非課税世帯の子どもである場合に限る。）

- 共働き等家庭の利用施設等の組合せによっては、教育・保育給付認定と施設等利用給付認定の両方の認定を受ける必要がある。

具体的には、新制度幼稚園等（認定こども園の1号認定子どもを含む。）と当該幼稚園等における預かり保育を利用している場合、教育・保育給付においては1号認定を、施設等利用給付認定においては新2号認定（満3歳入園児は新3号認定）を受けることとなる。

共働き等家庭の子どもに係る給付と子どもの認定区分

保護者の利用希望等	給付・認定の種類		無償化の対象時間	
	子どものための教育・保育給付	子育てのための施設等利用給付	通常の教育時間	預かり保育
未移行幼稚園（私学助成幼稚園、国立大学附属幼稚園）、特別支援学校	なし	新2号認定（満3歳入園児は新3号認定）	施設等利用費 <u>（新2・3号）の対象</u>	<u>施設等利用費 （新2・3号）の対象</u>
●新制度幼稚園等※1のみを希望	1号認定		施設型給付費 （1号）の対象	
●幼稚園等と保育所等※2の両方を希望（併願） ①利用調整の結果、保育所等の入所待機となったため、併願し内定していた幼稚園等※1に入園 ②利用調整の結果、保育所等を入所待機となり、他の入所可能な保育所等を示されたが、併願し内定していた幼稚園等が最も希望に合致したため、幼稚園等に入園 ●保育所等のみを希望 ③通園可能な域内に保育所等がなかったため、幼稚園等の利用を申し込んで入園 ④利用調整の結果、入所待機となったため、幼稚園等の利用を申し込んで入園	2号認定	新2号認定（満3歳入園児は新3号認定） ※現在の2号認定を新2・3号認定とみなし、新給付の認定申請は不要（第30条の5第7項）	幼稚園 特例施設型給付費 （2号）の対象 認定こども園 施設型給付費 （1号）の対象 ※認定こども園は特例施設型給付がない	
新たに教育・保育給付認定を受ける場合	既に有する2号認定を活用			
保育認定を既に受けている場合				
①小規模保育の卒園者が入園、②保育所等から転園				

保育所等への転園の希望がない場合は1号認定へ変更することが考えられる。
特に認定こども園（1号認定）の利用定員で入園した場合は、特例施設型給付がないため、1号認定へ変更することが必要。

※1 幼稚園又は認定こども園（教育標準時間認定（1号認定）の利用定員）を指す。以下同じ。
※2 保育所又は認定こども園（満3歳以上・保育認定（2号認定）の利用定員）を指す。以下同じ。

府 子 本 第 219 号
子 保 発 0627 第 1 号
令 和 元 年 6 月 27 日

各都道府県、指定都市、中核市
子ども・子育て支援新制度担当部局（長） 殿
民 生 主 管 部 局 （ 長 ）

内閣府子ども・子育て本部
参事官（子ども・子育て支援担当）
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省子ども家庭局保育課長
（ 公 印 省 略 ）

幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更について

幼児教育・保育の無償化については、本年5月17日に「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」（令和元年法律第7号）が公布されたが、幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更については、「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（平成30年12月28日関係閣僚合意。以下「方針」という。）において、「幼稚園・保育所等の3歳から5歳までの子供たちの食材料費については、主食費・副食費ともに、施設による実費徴収を基本とする」とされたところである。

今般、方針において示された食材料費の取扱いの変更に関して、施設が徴収する2号認定子どもの副食費の徴収額の考え方等に関する留意事項を下記のとおり定めたので、各都道府県におかれては、内容について十分御了知の上、貴管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び施設・事業者等に遅滞なく周知を図られたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添える。

記

1. 幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更に関する基本的な考え方について

食材料費は、これまでも施設による徴収又は保育料の一部として、保護者の方に御負担いただいていたところである。今般の幼児教育・保育の無償化に伴い、本年10月1日から、全ての1号認定子ども、2号認定子ども及び3号認定子どものうち住民税非課税世帯までの世帯の子どもの保育料が無償化されるが、食材料費については保護者の方に御

負担いただくという考え方を維持し、1号認定子ども及び2号認定子どもについては、主食費及び副食費について施設による徴収を基本とすることとした。

併せて、これまでも国基準で保育料を減免されていた方については、減免を維持するため、公定価格で副食費相当分の加算を行うとともに、その減免措置の対象範囲を年収360万円未満相当の世帯まで拡充することとした。

なお、当該加算の対象となる子どもがいる場合には、公定価格の申請において対応する必要があることから、各市町村におかれては、各施設・事業者はその旨が十分周知されるよう、御留意願いたい。

2. 2号認定子どもの副食費の徴収額の計算方法について

1. の食材料費の取扱いの変更に伴い、施設が徴収することとなった2号認定子どもの副食費の徴収額は、それぞれの施設において、実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定めることになる。

この際、これまで2号認定子どもの副食費については、公定価格において積算し、保育料の一部として保護者に月額4,500円の負担を求めてきた経緯がある。質の担保された給食を提供する上では一定の費用を要するものであり、今後施設で徴収する額を設定するに当たっても、この月額4,500円を目安とする。

なお、施設が副食費を徴収するに当たっては、主食費等これまでも施設が徴収していた費用と同様に、その使途・額・理由の書面での明示、保護者への説明・同意が必要となる。各市町村におかれては、各施設・事業者はその旨が十分周知されるよう、御留意願いたい。

3. 特別食や土曜日・欠席者等がいる場合の徴収額の考え方について

副食費の徴収額は、施設の子どもを通じて均一とする。アレルギー除去食等の特別食を提供する子どもについても、他の子どもと異なる徴収額とする必要は無い。

また、副食費の徴収額は月額を基本とする。ただし、土曜日に恒常的に施設を利用しない者や長期入院のような、施設があらかじめ子どもの利用しない日を把握し、配食準備に計画的に反映することが可能である場合には、徴収額の減額等の対応を行うことが考えられる。

なお、月途中の退園や入園の場合には、施設型給付費や地域型保育給付費と同様に、日割り計算等の減額調整を行って差し支えない。

4. 保護者の方への説明等について

2. においてお示ししたとおり、保育所における2号認定子どもの副食費は、市町村がこれまで保育料の一部として月額4,500円を保護者から徴収してきた経緯があることを踏まえ、各市町村におかれては、施設が副食費を徴収する場合であっても、保護者に対して個別に、今般の幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費の取扱いの変更の趣旨や、本通知でお示しした取扱いの詳細について、丁寧な説明を行い、相談を積極的に受け付ける等の対応をお願いしたい。

京都市子ども若者はぐくみ局
幼 保 総 合 支 援 室
民 営 保 育 施 設 担 当
TEL 075-251-2390
メール yohoshien2@city.kyoto.lg.jp